

2021年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 小田川 浩
法人の所在地	茨城県つくばみらい市神生530
法人の電話番号	0297-57-0205

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会 ふれあい第1保育園
所在地	つくばみらい市長渡呂新田715
電話番号	0297-58-1597
管理者名	園長 勝見 桂子
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 3名 3歳児 1号 0名 2号 12名
	1歳児 3号 8名 4歳児 1号 0名 2号 12名
	2歳児 3号 12名 5歳児 1号 0名 2号 13名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施しています。
第三者評価の概要	評価機関による事業評価を毎年1回受け、その結果を公表予定。
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年3回実施
認可年月日	平成29年4月1日

3. 運営方針・保育の特徴

運営方針	当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営及びその支援を行う。都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
保育の特徴	子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。 年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3 1 0 0 m ²		
	園庭	6 7 1 m ²		
建物	構造	木造平家建造		
	延べ面積	4 2 5 m ²		
施設の内容	乳児室	0 室	保育室	4 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	0 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	2 室
	調乳室	0 室		
設備の種類	冷暖房, プール			
その他				

5. 職員体制 (令和2年4月1日現在)

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり, 所属職員を監督。	1 人	0 人
主任保育士	園長を助け, 命を受けて園務の一部を整理, 園児の保育をつかさどる。	1 人	0 人
保育士	健全な心身の発達を図る保育をする。	9 人	1 人
調理員	安心安全な給食の提供	1 人	1 人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	0 人	0 人

* 当園では、「児童福祉法及びつくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し, 保育の実施に必要な職員として, 上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	午前7時30分から午後7時
休 園 日	日曜日, 祝祭日, 12月29日から1月3日
そ の 他	

* 警報発令時の対応について

緊急時対応マニュアルによる。

* 感染症流行時の対応について

緊急時対応マニュアルによる。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は, 次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後7時

* 上記保育時間以外の時間帯において, やむを得ない理由(自然災害など)により保育が必要な場合は, 延長保育を提供します。

8. 提供する保育等の内容

当園は、新保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

② 園庭開放

③ 高齢者との交流

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	10 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	10 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	10 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 15 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、お子さんに合わせて、除去食及び代替食に対応していますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書（生活管理指導票）の提出が必要です。※食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出をつくば保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び保菌検査（毎月 1 回実施）による調理従事職員の健康管理者を決定しています。また、年 2 回全保育士保菌検査及び、全園児の尿検査の実施。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

・0, 1, 2 歳児クラスの方

つくばみらい市に対し、お住いの市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

納入方法については、こども課からご連絡いたします。

・3, 4, 5 歳児クラスの方

令和元年 10 月から無償となりました。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

① に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

- ③ 自主事業の利用料金
なし

1 1. 利用の開始について

当園では、つくばみらい市の利用調整に基づき、当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

1 2. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 他の施設に転園するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 3. 嘱託医

① 内科

医 療 機 関 の 名 称	緑クリニック医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	陶 緒平
所 在 地	つくばみらい市谷井田2215
電 話	0297-58-5222

② 歯科

医 療 機 関 の 名 称	宮田歯科医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	宮田 昌幸
所 在 地	つくばみらい市小張2558
電 話	0297-58-0088

※年2回必ず、嘱託医の健診を受ける。

1 4. 薬について

医療行為にあたるため、薬の服用依頼はお断りします。てんかん等の持病や抗生物質（溶連菌等）を処方されたものについてはこの限りではありません。

1 5. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

1 6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	地震・災害等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	非常警報装置	蛍光灯落下防止装置
	ガス漏れ報知器		
避難場所	地震（園庭） 水害・Jアラート（伊奈東中学校）		

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

18. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社（全国私立保育園連盟）
保険の種類	損害賠償・傷害
保険金額	700,000,000 円

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する保護者との同意書を取り交わしています。なお、転園、就学時には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. 物品破損等について

保育園における児童の、所持品等の破損及び紛失は、自己負担となります。

免責事項

- 1) 保護者及び送迎者の監督下での、送迎及びその他の場所・場面における事故や疾病など
- 2) 送迎者が引き起こした事故やトラブル
- 3) 当保育園に過失のない事故や疾病など
- 4) 氏名の記載がない又は薄れ等により、所有者が判明できない持ち物の紛失
- 5) 保育園駐車場内のトラブル
- 6) お子さまが所持した水筒や玩具などの破損及び紛失

別 表

1. 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
児童に係る費用	カー帽子(入園時のみ)・ｽﾎｰﾂ保険・写真代 布団乾燥・絵本代(5歳児のみ)・防災頭巾 (3・4・5歳児のみ)	年額 約10,000円
親子遠足に係る費用	4.5歳児親子(ﾊｽ代・入場料)	年額 約7,000円
保護者会費	当園保護者会会則 第10条により	月額 400円
給食費 (3.4.5歳児のみ)	主食費	月額 500円
	副食費 *	月額 4,500円
	土曜日保育軽食代	1回 150円

* 副食代は保護者の所得に応じて免除となる場合があります。免除できる場合は、こども課からご連絡いたします。

* 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収印を押印いたします。